

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案に係る 意見募集結果について

令和5年6月28日
危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、災害対策基本法に基づき「鳥取県地域防災計画」を作成しています。

このたび、昨年度の災害で得られた教訓、防災対策に係る各種取組や制度改正等を適切に地域防災計画へ反映させることにより、防災対策の更なる充実強化を図るため、鳥取県地域防災計画の修正案を作成し、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントで寄せられた意見の内容及び県の考え方等は次のとおりです。

- 1 意見募集の期間 5月24日（水）から6月14日（水）まで
- 2 実施方法 県ホームページ、県庁県民室や各総合事務所等の県関係機関及び市町村役場窓口等にて意見募集
- 3 意見総数（応募者数） 2件（1名）
- 4 意見等の内容とそれに対する県の考え方

| No. | 意見等の内容（要旨） | 意見に対する県の考え方等 |
|-----|--|---|
| 1 | <p>（津波の監視）</p> <p>「震度4以上の地震発生後少なくとも約30分間は海面の状態の監視を実施する」とあるが、津波注警報の発表がない中で30分間監視する意味はあるのか。</p> <p>山崩れによる津波を想定している場合はその旨を記載してはどうか。</p> | <p>【県の考え方】</p> <p>（災害応急対策編 第3部情報通信広報計画）</p> <p>気象庁では、地震発生後約3分を目標に津波警報・注意報を発表することとしているが、非常にわずかな時間での発表となるため、津波の予測には技術的な限界があるとされており、正確に状況を把握するためには、津波警報等の発表がなくても海面の状態の監視は必要と考えている。</p> <p>なお、津波の監視について、津波の発生原因を限定しているものではない。</p> |
| 2 | <p>（津波の監視）</p> <p>「日本海北部で地震が発生した場合、津波の到達には2時間程度かかるので注意が必要」との記述があるが、別頁では、日本海北部の地震による津波の到達時間が岩美町内では1時間40分とあるなど、2時間以内に到達する想定となっている。</p> <p>この記述は誤解を招くため削除してはどうか。鳥取沖以外は津波の到達まで2時間という間違った安心感を与えないようにお願いします。</p> | <p>【意見を踏まえた対応】</p> <p>（災害応急対策編 第3部情報通信広報計画）</p> <p>本記述については、津波の監視に関する注意書きとして、日本海北部で地震が発生した場合の目安として記載しているものであるが、指摘を踏まえ、「日本海北部など地震の発生場所によっては、津波の到達までに1時間以上を要する可能性がある」と修正する。</p> |

5 今後の予定

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案については、7月に開催予定の県防災会議において審議される予定です。